

8 福高発第 10306 号  
令和 8 年 5 月 25 日

地域包括支援センター 管理者 }  
居宅介護支援事業所 管理者 } 様  
総合事業指定事業所 管理者 }

大田区福祉部  
元気高齢者担当課長  
竹田 潮美  
(公 印 省 略)

令和 8 年度大田区介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定の実施について (通知)

平素から、大田区の高齢福祉施策にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和 8 年度介護報酬改定に伴い、大田区介護予防・日常生活支援総合事業の報酬も、国の通知等を参考に、以下のとおり改定いたします。

つきましては、必要な手続き等について、適宜ご対応をお願いいたします。

なお、変更後のサービスコード表及び単位数マスタ (CSV) は、6 月 20 日頃を目途に区ホームページ及びケア倶楽部に掲載します。

1 方針

訪問型、通所型サービス費及び介護予防ケアマネジメント費は、国の取扱いを踏まえて次のとおり報酬を改定する。

訪問型、通所型サービス費の「介護職員等処遇改善加算」は、区内事業所の取得状況を勘案し、「介護職員等処遇改善加算Ⅱ (イ)」の加算率に即した単位数を、現行通り基本報酬に含めて設定する。

介護予防ケアマネジメントは、今回の報酬改定で新設された介護職員等処遇改善加算を設定する (対象は 23 か所の地域包括支援センターのみ)。

2 改定内容

(1) 訪問型サービス (A 3)

生活力アップサポート

【現行】316 単位 → **【改定後】322 単位 (6 単位増)**

(2) 通所型サービス (A 7)

① はつらつ体力アップサポート (2 時間～5 時間未満)

【現行】390 単位 → **【改定後】399 単位 (9 単位増)**

② いきいき生活機能アップサポート（5時間以上）

【現行】446単位 → **【改定後】456単位** （10単位増）

(3) 介護予防ケアマネジメント（AF）

【現行】442単位 → **【変更なし】442単位**

**【新設】介護職員等処遇改善加算**

（所定単位×21/1000）

3 改定日

令和8年6月1日

4 参考通知等

○令和8年3月13日付け老発0313第6号「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」

○令和8年4月30日付け厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その3）」

大田区福祉部  
高齢福祉課（総合事業）  
電話 03-5744-1407